

**第 11 次犬山市高齢者福祉計画・第 10 次犬山市介護保険事業計画
犬山市認知症施策推進計画
(令和 9 年度～令和 11 年度)
【素案】**

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の主旨と背景

令和 7 年の国勢調査（人口速報推計結果）によると、日本全体で人口は 1 億 2,305 万人で、令和 2 年から 309 万 7 千人の減少となり、人口減少幅が拡大しています。

一方、国が示す推計人口では、65 歳以上の高齢者人口は今後も増加し続け、令和 25 年に 3,953 万人でピークを迎え、その後は減少に転じるとされています。しかし、令和 7 年 29.3% の高齢化率は今後も上昇し続けるとされ、令和 52 年には高齢化率は 38.7% に達し、高齢者 1 人に対して現役世代 1.3 人の比率、75 歳以上の高齢者率が 25.1% となり、約 4 人に 1 人が 75 歳以上となることを見込まれています。

今後一人暮らしの高齢者や認知機能が低下する人等の増加が見込まれること、地域のつながりの希薄化や、孤独・孤立のリスクの高まりも懸念されており、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう介護保険サービスをはじめ、様々な取組を充実していく必要があります。

また、国は、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年にかけて地域のサービス需要が変化していく中で、「医療・介護連携」「高齢者向け住まい」「人材確保、生産性向上・経営改善支援」等の地域課題への対応、地域の実情に応じたサービス提供体制の構築が求められています。

本市では、令和 6 年 3 月に策定した「第 10 次犬山市高齢者福祉計画・第 9 次介護保険事業計画」において、基本理念である「いきいきあんしん健康長寿のまち犬山」の実現に向け、高齢者が年齢にとらわれることなく自由で主体的に活動し、住み慣れた地域で個人の尊厳が守られながら自立した生活を送ることができる地域社会の構築を目指して、様々な高齢者福祉施策を展開、介護保険事業を推進し、地域包括ケアシステムの整備・深化を進めてきました。このたび計画期間が終了となることから、市民・事業者・行政が協働して高齢者福祉の充実に取り組んでいくための新たな指針を策定します。また、今後増加することが懸念されている認知症の人への対応施策を高齢者福祉施策等と一体として、計画的に推進することを目的に、令和 9（2027）年度から令和 11（2029）年度の 3 年間を計画期間とする「第 11 次犬山市高齢者福祉計画・第 10 次介護保険事業計画」（以下、「本計画」という）を策定するものです。

2 計画の性格と位置づけ

(1) 根拠法令等

高齢者福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定による市町村老人福祉計画で、本市において確保すべき高齢者福祉事業の目標を定め、供給体制の確保を図るものです。

介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条の規定による市町村介護保険事業計画で、本市における要介護者等の人数、要介護者等のサービスの利用意向等を勘案し、必要なサービス量を見込み、介護サービスを提供する体制を確保する等、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に資することを目的としたものです。

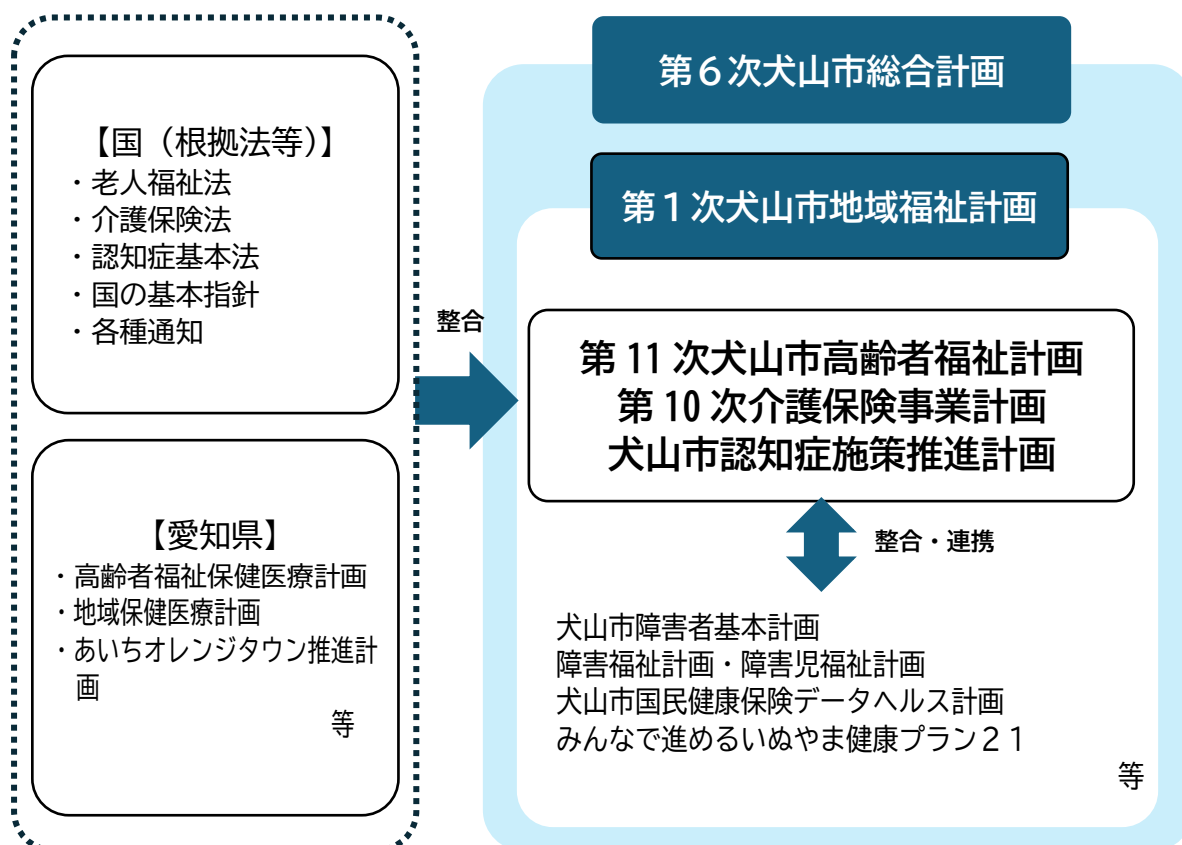
なお、両計画は、密接な関連性を持つことから一体のものとして定めることとされています。

また、本計画の一部を共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく認知症施策の推進を図るための計画として位置づけます。

(2) 関連計画との関係

本計画は「第 6 次犬山市総合計画」、「第 1 次犬山市地域福祉計画」を上位計画とする福祉分野の計画であり、「犬山市障害者基本計画」、「犬山市障害福祉計画・犬山市障害児福祉計画」、「犬山市国民健康保険データヘルス計画」、「みんなで進めるいぬやま健康プラン 21」等本市が策定する他の計画との整合を図って策定しています。

また、国、愛知県の方針性との整合を図って策定しています。



(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和 9 年度から令和 11 年度までの 3 年間です。

現役世代が急減する 2040 年（令和 22 年）を見据えた中長期的な視点を持つものであるとともに、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し・改善を図ることができるものとしします。

令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)	令和 12 年度 (2030)	令和 13 年度 (2031)	令和 14 年度 (2032)
第 10 次犬山市高齢者福祉計画・ 第 9 次犬山市介護保険事業計画 2024～2026			第 11 次犬山市高齢者福祉計画・ 第 10 次犬山市介護保険事業計画 犬山市認知症施策推進計画 2027～2029			第 12 次犬山市高齢者福祉計画・ 第 11 次犬山市介護保険事業計画 第 2 次犬山市認知症施策推進計画 2030～2032		

3 計画の策定体制

(1) 推進委員会による検討

高齢者福祉事業・介護保険事業の運営には、幅広い関係者の協力を得て、地域の実情に応じたものとするのが求められるため、学識経験者、介護関係者、福祉関係者、被保険者の代表、行政関係者で構成する「犬山市高齢者保健福祉事業推進委員会」を設置しています。

本計画の策定にあたって、「犬山市高齢者保健福祉事業推進委員会」において、各種施策等の計画内容を協議・検討し、意見や要望の集約を図りました。

(2) 計画策定への市民参加

本計画の策定にあたって、高齢者やその介護者の実態や課題、意見や要望等を把握するために、要介護認定を受けていない 65 歳以上の高齢者、事業対象者、要支援認定者を対象とした「一般高齢者調査」、要介護認定者で在宅での介護保険サービスを利用した高齢者を対象とした「居宅サービス利用者調査」、在宅で生活をしている要支援・要介護認定を受けている方のうち、更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受ける方を対象とした「在宅介護実態調査」、認知症のご本人とその介護者を対象に聞き取りを行った「認知症施策個別アンケート調査」を実施し、計画策定の基礎資料としました。

調査名	対象者	調査期間	調査方法	配布数	有効回収数	有効回収率
一般高齢者調査	65 歳以上、総合事業対象者、要支援認定者のいずれかに該当する方	令和 7 年 11 月 25 日 (火)	郵送配布・ 郵送回収及 び WEB 回答	2,000	1,468	73.4%
居宅サービス利用者調査	要介護認定を受けて、在宅で介護保険サービスをご利用されている方	～ 12 月 16 日 (火)		500	294	58.8%
在宅介護実態調査	在宅で生活している要介護（要支援）認定者（更新または区分変更申請の方）	令和 7 年 11 月 ～ 令和 8 年 2 月	認定調査員による面接聞き取り	-	450	-
認知症施策個別アンケート調査	認知症の方と介護されている方		専門職による面接聞き取り	-	9	-

（３）パブリックコメントの実施

※令和 8 年 10 月下旬頃に実施予定

（４）計画の点検、評価、改善

高齢者福祉事業の実施状況や介護保険事業の運営状況の定期的な把握に努めるとともに、学識経験者、介護関係者、福祉関係者、被保険者の代表、行政関係者で構成する「犬山市高齢者保健福祉事業推進委員会」による外部からのチェックも含め、1 年毎に計画全体の点検・評価を行い、計画期間中においても PDCA（Plan 計画、Do 実行、Check チェック、Action 改善）を用いて、計画を推進します。